

第5回可児市公共施設あり方検討委員会議事進行について（議事録）

日時 平成28年5月23日（月） 午前10時から正午

場所 庁舎4階第4会議室

参加者 委員：生田京子、島田信行、成松誠一、長谷川彰
欠席：丹羽千明、山口由美子（敬称略）

事務局：佐藤企画部長、公有財産経営室：渡辺室長、只腰係長、伊藤、正木

【次第】

1. 第4回可児市公共施設あり方検討委員会議事録確認
2. 施設分類ごとにおける方向性について（前回の続き）
 - ・高齢者用施設における方向性
 - ・その他の福祉施設における方向性
3. 施設分類ごとにおける方向性について（資料説明）
 - ・義務教育施設における方向性
 - ・その他教育施設における方向性
 - ・本支庁舎における方向性
 - ・消防施設における方向性
 - ・その他の庁舎における方向性
 - ・市営住宅における方向性
4. その他
 - ・次回以降会議日時について

【配布資料】

- ・第4回可児市公共施設あり方検討委員会議事録（資料番号1）
- ・可児市公共施設のあり方提言書（案）（資料番号2）
- ・次回の議事資料（資料番号3、4）

（開会）

（部長挨拶）

（室長挨拶）

委員長：まず議事録の内容を確認したいと思います。すでに事務局のほうにいただいている意見はありますか。

（事務局より前もっていただいている修正点の説明）

委員長：他にご意見はありますか。なければこの形で承認したいと思います。

委員長：提言書について、前回の議論を踏まえて修正したものの説明をお願いします。

(事務局より別添資料(資料番号2)P2~P7に基づき修正点を説明)

修正点の概要

- ・ 明るいイメージの視点と基金の積み立ての視点を考え方1、2に記載。
- ・ 考え方3にライフサイクルコストの縮減に向けた3つの取り組みについて記載。

委員長:「提言にあたっての基本的な考え方」部分の変更についてご意見はありますか。

委員:基本的には今言われた形で良い。民間にある建物はあえて市で造る必要はないし、財源の積み立ても重要。建物の目的等を変えて複合的なものになると良いと思う。

委員長:公共施設の制限がなくなることにより、新たな施設を造らなくても良くなるということですね。

委員:今のところはこの形で良いと思うが、今後具体的にどの分野なら複合できるのが個別で考えなければいけない。また、民間に任せたら公共とは違うサービスになったというのでは困るから、このあたりも検討の余地がある。

事務局:個別具体的なものは、今後施設ごとの計画を立てるときにしっかりとメリットデメリット等を含めて書いていくことになると思います。

委員長:では冒頭はこのような形で良いですね。次の公民館以降の説明をお願いします。

事務局:項目ごとに見出しをつけました。(施設中分類ごとに説明)

委員:資料の赤字表記は提言書でもこの表記か。

委員長:項目ごとで内容がわかる方が良いという意見により、この形になっていますね。

委員:以前よりわかりやすくなった。こうして項目で挙げられていたほうが良いと思う。

委員長:今の部分でご意見はありますか。なければ次の議論に入りたいと思います。

【高齢者用施設】

委員:高齢者は今後も増え、ピークを迎えたときに施設が足りなくなる可能性がある。老人福祉センターを増やすか、或いは公民館等の一部を使えないだろうか。地域の人が地域の施設を有効活用するのが良いと思う。

委員長:そうですね。車に乗れなくなったときに、規模が大きな施設よりも身近であるということのニーズが高いのではないかという意見ですね。他にいかがでしょうか。

委員:今あるものをどのように使うかが大切だと思う。歩いて行けて、身近にあるのが一番良い。また、高齢者であっても入浴施設などは受益者負担の視点があってもよい。

委員長:可児市以外の自治体の老人福祉センターの受益者負担の状況はわかりますか。

(事務局より県内の入浴施設の状況について説明)

- ・ 県内の入浴施設のうち、年齢制限をせず、有料施設のほうが無料施設よりも多い。
- ・ 有料の施設の中でも年齢ごとで差別化している施設もある。

委員:利用者の年齢制限はなくてよいと思う。例えば、低料金で有料化して、孫と一緒に施設を使うというのが良い。わくわく体験館のお風呂と同じ位置づけで良いのではないか。制限を撤廃することで様々な人が来館し、にぎわいが生まれるのではないかと思

う。また仮に、75歳でも健康な人は施設にはあまり来なくて、そうでない人が利用するということを念頭に置くと、移動手段を充実させながら施設を管理していかないといけないと思う。

(事務局より欠席された委員からの意見の紹介)

- ・更新時には同様の施設が必要かどうか再検証することが必要。その際にお風呂は必要か。必要ならば利用料金は取るべきだと思う。
- ・利用料金の使い道を明確にすると良いのではないか。例えば、子育て用基金として使うことで、子育てや地域への貢献ができるとすれば、達成感が得られるのではないかと思う。使い道が明確になっていれば徴収することへの理解も得られると思う。
- ・利用制限をなくすのであれば一般と高齢者等を差別化しても良いと思う。お風呂がなくても良いのであれば、公民館等身近なところにあると良いのではないか。
- ・今後も今の施設は必要となった場合でも、公民館の複合化という点において、高齢者用のサービスが備わっていれば、施設を増やすことなくサービスを拡充できる。

委員：有料でも良いが、年齢による料金の差別化等があっても良いと思う。先ほどの意見にあったように、利用料金の目的が決まっていれば払いやすいのではないか。

委員：風呂は民間の温泉等の施設もあるから、老人福祉センターと公民館を複合していくと良いのではないか。様々な人が出入りし、施設を活性化させるためにはどうすれば良いかを考えた方が良いと思う。

委員：風呂だけでなく、イベント等他の楽しみがあるという形が良いと思う。老人福祉センター自体の利用制限を見直すことも必要ではないか。

委員長：建替え時には有効性や施設機能、利用者制限や有料化等全般的に見直しが必要ということですね。建替えまでに約40年ありますが、設備更新時にはお風呂維持の必要性等の議論があると思います。

委員：高齢者の利用ニーズも今後変化する。今あるものを長寿命化しながら、どう利用するのが良いかを再検討する視点があってもよい。

委員長：デイサービスについてはどうですか。公共が担わなければいけない部分は、民間事業者が担っていない部分だと思いますが、どうでしょうか。

(事務局より欠席された委員からの意見の紹介)

- ・デイサービスを民間に任せした場合、跡地は子育てに関する施設として使うのが良いのではないかと思う。

委員：民間事業者は利用者を車で搬送するから、施設がない地区からでも運んでくれる。逆に、民間だけでは利用者に対応しきれなくなった場合に公共がやらなければいけないのではないかと思う。場所ではなくて、サービスを必要とする人数なのではないか。

委員長：人数とも言えるでしょうね。距離が離れていても車で搬送し、サービスを利用できるのであればその地区に施設がなくても賄えていると考えられると思います。

委員：必ずしも公共がやらなければいけない理由はないから、民間ができるのならば民

間に任せるのが良い。ただし、民間がやらない地区であれば公共がやらなければいけないということも出てくると思う。どこまで民間で行うことができるのかが重要。

【その他の福祉施設】

(事務局より欠席された委員からの意見の紹介)

- ・Lポートは公民館の利用制限の見直しがあればなくしても良いのではないか。
- ・福祉センターの貸館機能は廃止し、福祉拠点としての使い方を重視することにより、建替え時には入居者の再検証が必要なのではないか。福祉の拠点といっても単なる事務所であるならばそこにある必要があるかという点も検証するべきだと思う。
- ・こども発達支援センターくれよんのような機能で、未就学児に限らず、その後も一貫したケアをする施設というものも求められるのではないか、また、児童センターの複合も考えられると思う。

委員：福祉センターは大規模災害時に身障者の避難所になる。集約となればそういった場所をまた考える必要がある。震災で、身障者は健常者と一緒の避難所は辛いと聞いたから、そういった検証も必要だと思う。

事務局：障害があるから福祉センターに行くのではなく、まずは身近な施設に避難し、不具合が出たときに、障害者用の施設に移動するという二段構えになっています。福祉避難所となっている施設を集約するのであれば、代替をどうするかという検討は必要になります。

委員：普段の福祉センターの使い方は公民館とそんなに変わらないが、災害時の観点から見ると違った役割があるから、その点は検討しなくてはならない。

委員：代用できる施設があれば集約しても良いが、代用できないのであれば逆に整備する必要があるのではないか。

委員長：その点について、福祉センターに対して、障がい者の避難所になっているため十分配慮されたいというように追記するか、提言全体の中で災害時の避難状況に応じて必ずしも提言にそぐわない部分もあるといった具合に、全体的に災害に対する配慮を別記しておくのかのどちらかになるかと思います。

委員：施設の集約をしないのであれば、アール等と同様料金の見直しは必要なのではないか。福祉センターは公共交通機関が近いから、利用度は上げられると思う。

委員長：では、次回の議題の資料説明に移らせていただきます。

(事務局より資料(資料番号3)に基づき次回委員会で議論いただく施設(学校、図書館等)について説明)

(事務局より次回委員会の案内 平成28年6月27日午前10時から)

(閉会)